給水装置工事の手続きの流れ（概要）

神戸市：給水装置工事の申請 (kobe.lg.jp)
手続きについてはHPを確認

調査・設計

配水管・既設給水管等の布設状況の調査**（電話での対応はしていません）**
その他必要な事項を調査・確認
　住所:神戸市中央区橘通3丁目4-2　水道局総合庁舎3階
　（来客用の駐車場はありません）
「給水装置工事施行基準」を確認して設計
神戸市：給水装置工事施行基準について (kobe.lg.jp)

↓

給水に関する窓口相談が必要な場合**（事前予約が必要）**

神戸市：給水に関する窓口相談の事前予約 (kobe.lg.jp)

↓

事前協議が必要な場合

以下の工事の場合、工事申込みまでに事前協議（確認・決裁に約2週間必要）
- ３～６階建て直結給水工事　⇒　３～６階建て直結給水協議書兼確認書
- 増圧ポンプを使用する工事　⇒　直結増圧給水装置協議書兼確認書
- 受水タンクの新設改造等の工事　⇒　受水タンク以下装置の構造協議書兼確認書
- 配水管からの取出管口径50㎜以上の工事　⇒　大口径給水装置の分岐確認書
- 地下水などを併用する計画がある工事はリンク先確認（協議期間の対象外）

↓

設計審査

「給水装置工事申込書」
「給水装置工事申請書兼設計書」
その他に必要書類を提出
審査期間は提出日の翌日から一般用5営業日、工事用3営業日

↓

申請費用の支払い

決裁完了後に審査・検査手数料及び分担金等の費用を納付
納付書の場合
　管理者が発行した納付書でコンビニ・銀行等で支払い
クレジット決済の場合
　メールで通知。届いたメールのURLにアクセスして支払い
管理者が納付を確認した日が施工承認日

↓

道路掘削・占用申請を必要とする給水管布設工事を行う場合

神戸市管工事業協同組合にて申請手続き
　住所：神戸市兵庫区下沢通３丁目４番25号
　TEL：078-575-0961（代）

↓

配水管から分岐・撤去工事をする場合

工事立会日の予約（立会の1週間前までに連絡）

東灘区、灘区 中央区、兵庫区→078-341-0144	長田区、須磨区→078-732-2601
北区　→078-582-3674	垂水区、西区　→078-742-8830

↓

検査

詳細は「給水装置工事施行基準」の「5.2検査」を確認
検査日を予約
神戸市：給水装置工事検査予約方法について (kobe.lg.jp)